

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-1 (1) 事業所母集団データベースの整備	① 総務省は、基礎統計の拡充・改善のスケジュールに合わせ、SUTなどの各種統計作成の基盤となるビジネスレジスターについて、精度向上の観点から、国税庁法人番号公表サイトの利用と併せ、法人番号の通知状況等といった行政記録情報を活用し、効率的にカバレッジの拡大を図るとともに、ローリング調査や（独）統計センターにおけるプロファイリングの実施など、法制面を含め着実な整備を図る。 ② ビジネスレジスターやプロファイリングを活用した経済統計調査の集約。 ③ 報告負担の大きい大企業等に対するプロファイリング活動を通じた支援を強化。
	現行基本計画の該当項目 ④ 平成28年経済センサス-活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。（平成27年度末までに結論を得る。） ⑤ 年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。 ⑥ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。（平成26年度から順次実施する。） ⑦ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。（平成26年度から順次実施する。） ⑧ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。（平成26年度から実施する。）
これまでの統計委員会の意見	＜平成26年度統計法施行状況に関する審議結果（末諮問基幹統計確認関連分）＞（1 法人企業統計） 本統計の母集団名簿の企業数と事業所母集団データベースの企業数にかい離があるため、今後、このかい離の要因を関係省庁と連携して詳細に

	検討する必要がある。（平成29年3月末までに結論） 〈平成27年度統計法施行状況に関する審議結果（上半期審議分）〉（1 経済センサス活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備） 従来の統計調査員の調査では捕捉しにくいインターネット活動中心の企業の経済活動が拡大している状況を踏まえ、把握対象とする事業所概念の見直しや、このような企業の捕捉方法の検討が必要である。また、法人企業に付与された法人番号を事業所母集団データベースの母集団情報に活用した、更なる母集団情報の精度向上についての検討も必要である。 〈毎月勤労統計調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ〉 事業所DBにおける官公営事業所の情報更新の充実を図るよう、所管の総務省において、適切な提供時期などについて、関係者との調整や検討を促進することを強く期待する次第です。
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	①②③④ 母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査の在り方については、今後、企業構造・活動状況及び事業所の開業・廃業状況を経常的に把握していく取組に変更する方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「企業の組織構造の変化や事業所の開業・廃業状況を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた。 官公営事業所の把握については、経済センサス - 活動調査において詳細に調査し、中間年においては経済センサス - 基礎調査で新設・廃業を確認することにより、情報更新の充実を図る方向で検討中。 ⑤ 年次フレームについては、平成25年から毎年度作成し、関係府省等に対して提供しているところ。 事業所母集団データベースから各府省に提供する共通事業所コードの保持について、関係府省と連携を図り、その状況を把握し、必要な調整及び支援を実施している。 ①②③⑥ 企業組織構造の変化を経常的に確認する方法については、母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査において、以下のとおり実施するものとする方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「企業組織構造の変化を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた（平成31年度から実施予定）。 ・主要な企業グループ等について、本所・支所等の企業構造と売上高、従業員数などの企業活動状況に関する基本的事項を経常的に把握する。 ・これを効率的かつ効果的に行うプロファイリング活動として、主要な企業グループのトップに位置する企業に対して専任の担当職員を当て、企業等の中核的な情報や組織構造を把握するとともに、このための人材育成及び体制整備を行う。【継続実施】 当該方針の具体化に当たっては、（独）統計センターと協力して検討中。 ⑦ 事業所・企業の実態を把握する統計及び事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計については、経済センサス - 基礎調査の抜本的な見直しに伴い、地域別、属性別、規模別等の事業所数等を把握する統計を小地域単位で毎年度作成するとともに、地域特性に応じた

	特別集計などを柔軟かつ機動的に行うことを目指すという方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「事業所の開業・廃業状況を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた（平成31年度から実施予定）。 また、地理情報の活用等については、事業所母集団データベース研究会等において検討を行い、平成31年経済センサス - 基礎調査試験調査において調査員用携帯端末を用いて緯度経度情報を取得することとした。【実施済み】 ⑧ 平成26年9月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、学識者、内閣官房（情報通信技術(IT)総合戦略室）及び国税庁の協力を得て、法人番号制度の動向や概要等について、構成員間での情報共有を図った上で、①企業活動を産業横断的に把握する統計と法人番号活用との関係整理、②法人番号の活用や活用上の課題整理、③事業所母集団データベースに格納された情報と法人番号とのマッチング処理や各統計調査実施府省における具体的な取組方法等について、順次検討を進め、最終的な検討結果を「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議結果報告書」として平成29年3月23日に取りまとめた。 ① 平成31年度からのローリング調査においては、国税庁法人番号公表サイト等の行政記録情報を反映させた名簿を使用し、32年度までに全ての事業所の新設・廃業を確認する予定。 ○ 事業所母集団データベースのシステム更改や見直しに合わせ、最新の情報を反映した暫定母集団を随時提供できるように改善する予定。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	○ 事業所・企業の実態を把握する統計及び事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の整備については、<u>基本計画部会統計委員会</u>における<u>総括的な</u>審議を踏まえて、別途整理する。（⑦） ○ 年次フレームについては、平成25年から作成・提供を開始していることは評価できるものの、関係府省が連携して、母集団名簿として一層の活用を図るための課題等を整理した上で、統一共通名簿としての有用性を高めるために必要な情報提供の充実等を検討する必要がある。なお、共通事業所コードの保持については、関係府省と連携を図り必要な調整及び支援を実施していることは評価できる。（⑤） ○ 母集団データベースの整備に重要な役割を担っている経済センサス - 基礎調査については、平成31年度からローリング調査への移行や、別途プロファイリング活動を実施する等、調査方法等の全面的な見直しを計画しており、これらの取組を着実に実行し、事業所母集団データベースの整備を推進する必要がある。（①、②、③、④、⑥） ○ 法人番号については、総務省及び各府省において、その把握・活用に引き続き取り組むとともに、更に効率的・効果的な母集団情報の整備を推進するため、法人番号の通知状況等を含めた新たな行政記録情報等の活用を図る必要がある。（⑧） ○ 法人企業統計の母集団名簿における企業数と事業所母集団データベースにおける企業数の乖離については、平成33年<u>経済センサス - 活動調査</u>に向け、<u>行政記録情報等やローリング調査の確認結果を活用するなど、乖離の解消に向けた取組を着実に実施する必要がある。また、その過程で把握した専従の役員・労働者等が存在しない法人（いわゆる「ペーパーカンパニー等」）の情報についても、事業所母集団データベースに格納し、調査実施者の利用を可能とすることにより、産業構造の変化をより的確に把握するための統計調査の実施等に活用することが重要である。</u>

- 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査においては、調査の効率的な実施、調査結果の精度向上を図る観点から、調査の特性にも留意しつつ、事業所母集団データベースにおける最新の母集団情報を使用することを原則とする。

※ 資料 2-2 (統計基準の整備部分) の再掲

- 既存の統計基準については、引き続き、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ不断の検討・検証を行う。ことを記載する必要がある。特に、日本標準産業分類は平成35年度の見直しに向けて検討を進め、その検討と併せて、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関し日本標準産業分類における取扱いを整理する必要があるのではないか。

<基本的な考え方>

- 平成31年度から見直し後の経済センサス - 基礎調査によるローリング調査の実施や、(独) 統計センターにおけるプロファイリング活動の実施に向けた取組を進めることにより、事業所・企業に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、初回の調査については、平成33年経済センサス - 活動調査の円滑・効率的な実施に向け、平成32年年央までには行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を完了するとともに、プロファイリング活動については、把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進しするとともに、その内容についての事前の周知、広報を実施する。(総務省)
- 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、把握した法人番号を事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。(各府省)
- 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討し、平成 30 年度までに結論を得る。また、①事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、②法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、③行政記録情報や民間データの活用、④レジスター統計の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。(総務省、関係府省)
- 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討し、平成33年度までに結論を得る。(総務省、財務省)
- 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供に関し検討し、平成30年度までに結論を得る。(総務省)
- 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供について、平成 30 年度までに結論を得る。また、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等について検討し、平成 33 年度までに結論を得る。(総務省)

※ 資料 2-2 (統計基準の整備部分) の再掲

- 平成 35 年度の日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業の確認結果や、企

	<u>業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。（総務省）</u>
備考（留意点等）	—